

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with a thin white outline. The circles are arranged in a cluster, with some overlapping others.

第4章 施策の展開

施策 1

教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【令和2年度】(人数)

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		849		490	223	
量の見込み(A)		365	137	329	255	62
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	0	312	180	60	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	502	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32	11	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		502	312	212	71	
過不足(C) = (B) - (A)		0	▲17	▲43	9	

*年度により利用状況が未確定のため、確保量には含めておりませんが、企業主導型保育事業(ゆうゆう保育園みやぎ)も地域枠として6名の児童が利用可能です。

【 令和3年度 】(人数)

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		809		448	223	
量の見込み(A)		328	131	333	251	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	0	312	180	60	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	459	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32	11	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		459	312	212	71	
過不足(C) = (B) - (A)		0	▲21	▲39	1	

【 令和4年度 】(人数)

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		740		446	225	
量の見込み(A)		300	20	405	250	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	195	417	228	72	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	125	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	24	8	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		320	417	252	80	
過不足(C) = (B) - (A)		0	12	2	10	

【 令和5年度 】(人数)

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		685		448	225	
量の見込み(A)		276	16	379	251	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	195	417	228	72	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	97	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	24	8	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		292	417	252	80	
過不足(C) = (B) - (A)		0	38	1	10	

【 令和6年度 】(人数)

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		645		450	223	
量の見込み(A)		252	14	365	252	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	195	417	228	72	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	71	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	24	8	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		266	417	252	80	
過不足(C) = (B) - (A)		0	52	0	10	

【 今後の方向性 】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育ニーズが高まったこともあり、令和3年3月末時点での待機児童解消は見込めません。しかし、新制度未移行幼稚園が認定こども園に移行する予定があることから、受け皿の拡充を図り令和4年4月には待機児童の解消を図ります。

(2) 教育・保育の一体的提供推進

令和4年に認定こども園が開園することで保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることができるようになります。今後も保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情について情報共有し、事業者と連携してまいります。

(3) 幼児期の教育・保育に関するその他の施策

①教育・保育施設の質の向上

教育・保育施設において提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等の人材確保に努めるとともに、幼稚園教諭・保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、町がその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、保育所保育指針等の法令等に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

②幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる「小一プロブレム」）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の教育（保育所、幼稚園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行ってきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との間で適切に情報共有を行い、連携を図りながら実施していきます。

④幼児教育の質の向上（幼児教育アドバイザーの配置・確保）

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、保育の質ガイドラインや幼児教育の指針の制定を検討するとともに、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。

施策 2

地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

すべての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づいた地域子ども・子育て支援事業について量の見込みと確保策を定め、計画的に各事業を推進していきます。

①利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】(実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

健康支援課の「子育て世代包括支援センター」と子育て支援課が連携し、保護者に必要な情報の提供を行っていきます。

②延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	209	198	189	182	176
確保策（B）	209	198	189	182	176
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在、認可保育所が5か所開園し、すべての保育施設で実施しています。

今後の需要についても対応可能と考えられます。

③放課後児童健全育成事業

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】（全域）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	363	355	343	331	316
1年生	124	119	115	109	103
2年生	109	103	99	96	91
3年生	70	72	68	65	63
4年生	23	24	24	23	22
5年生	22	21	22	22	21
6年生	15	16	15	16	16
確保策（B）	326	318	306	293	279
差引（B）－（A）	▲37	▲37	▲37	▲38	▲37

【 量の見込みと確保策 】（吉岡小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	161	158	153	146	140
1年生	55	53	51	48	46
2年生	48	46	44	42	40
3年生	31	32	30	29	28
4年生	10	11	11	10	10
5年生	10	9	10	10	9
6年生	7	7	7	7	7
確保策（B）	144	142	136	129	124
差引（B）－（A）	▲17	▲16	▲17	▲17	▲16

【 量の見込みと確保策 】（宮床小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	10	10	10	9	9
1年生	3	3	3	3	3
2年生	3	3	3	2	2
3年生	2	2	2	2	2
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保策（B）	9	9	9	8	8
差引（B）－（A）	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

【 量の見込みと確保策 】（吉田小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3	3	3	3	3
1年生	1	1	1	1	1
2年生	1	1	1	1	1
3年生	1	1	1	1	1
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保策（B）	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】（鶴巣小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	10	10	10	9	9
1年生	3	3	3	3	3
2年生	3	3	3	2	2
3年生	2	2	2	2	2
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保策（B）	9	9	9	8	8
差引（B）－（A）	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

【 量の見込みと確保策 】（落合小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
1年生	0	0	0	0	0
2年生	0	0	0	0	0
3年生	0	0	0	0	0
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】（小野小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	179	174	167	164	155
1年生	62	59	57	54	50
2年生	54	50	48	49	46
3年生	34	35	33	31	30
4年生	11	11	11	11	10
5年生	10	10	10	10	10
6年生	8	9	8	9	9
確保策（B）	161	155	149	145	136
差引（B）－（A）	▲18	▲19	▲18	▲19	▲19

【 今後の方向性 】

現在、よしおか放課後児童クラブと小学校区ごとの児童館7か所にて、4年生までを対象として実施しています。

今後の高学年のニーズをみながら対応を検討します。

国の「新・放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、「放課後子供教室」の計画的な整備、学校施設の徹底活用や、「放課後児童クラブ」と、町の次世代育成支援関連施策「放課後子ども教室推進事業」との連携実施等について検討していきます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

本町では、当事業を実施できる施設が現在のところありません。

計画期間中及び次期計画策定時においてもニーズの把握に努め、事業の実施について検討します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 量の見込みと確保策 】（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	223	223	225	225	223
確保策（B）	223	223	225	225	223
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指して、今後も継続して実施していきます。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】（件数）

（養育支援訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14	13	13	12	12
確保策（B）	14	13	13	12	12
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

健診や保護者からの相談により児童の養育状況を把握し関係機関と連携し取り組みます。子育て支援課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し社会福祉士や子ども家庭支援員などの専門スタッフが子育て家庭の相談に対応してまいります。

要保護児童対策地域協議会は現状どおり継続します。

⑦地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】(延べ利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	12,580	12,428	12,428	12,435	12,435
確保策 (B)	12,580	12,428	12,428	12,435	12,435
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も、児童支援センターや認可保育所の空き空間を利用し、専従に配置された保育士等から育児に関する相談や、親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供等をしてまいります。

⑧一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	18,422	17,554	16,057	14,863	13,996
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	14,932	14,228	13,015	12,047	11,344
2号認定による 定期的な利用	3,490	3,326	3,042	2,816	2,652
確保策（B）	18,422	17,554	16,057	14,863	13,996
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	14,932	14,228	13,015	12,047	11,344
2号認定による 定期的な利用	3,490	3,326	3,042	2,816	2,652
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

2か所の幼稚園と4か所の認可保育所で一時預かりを実施しています。

現状の体制で対応が可能と考えられますが、今後の需要の伸びを注視し、提供体制の確保に努めます。

⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	50	50	50	50
確保策（B）	0	50	50	50	50
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和3年度の病後児保育事業の開始を目指し、準備を進めます。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,566	1,563	1,538	1,508	1,455
就学前児童	804	785	752	723	688
小学生	762	778	786	785	767
確保策（B）	0	0	0	0	0
就学前児童	0	0	0	0	0
小学生	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	▲1,566	▲1,563	▲1,538	▲1,508	▲1,455

【 今後の方向性 】

現在、町内ではファミリー・サポート・センター事業を実施していません。

第2期計画期間中に実施方法について情報収集をし、事業の実施を検討します。

⑪妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 量の見込みと確保策 】（利用回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,122	3,122	3,150	3,150	3,122
確保策（B）	3,122	3,122	3,150	3,150	3,122
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊婦健康診査14回分の費用を助成しています。宮城県内の産婦人科で受診でき、里帰りによる県外医療機関などでの受信や助産所などの契約外機関で受診される方についても同様に助成します。

また、双子など多胎妊婦の方は、さらに追加6回（妊娠期最大20回）の助成券利用が可能です。現状どおり継続します。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、保育士OB等を活用した巡回支援をするほか、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

国の動向等を踏まえ、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

また、令和元年度より、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れている私立認定こども園の設置者に対して費用の一部を補助しています。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年 10 月 1 日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、低所得者層へ副食材料費の実費徴収費用について補助しています。

【 今後の方向性 】

引き続き国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保 . . .

保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業期間中の保護者に情報提供や相談支援等を行うとともに、1 歳から 2 歳を中心に待機児童が発生している町の実情に応じ、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業の整備を行います。

児童虐待相談件数が増加傾向にあることから、要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議を実施し、関係機関と町における体制強化を検討していきます。また、個別ケース検討会議を適宜実施し、関係機関の密な共有・役割分担を行っていきます。

要保護児童対策地域協議会を通して、要保護児童等の適切な支援を行うことで、虐待の悪化を予防していきます。

(3) 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携・・・・・・・・

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、県が行う施策との連携を図りながら施策を展開します。

特に、障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けることができるよう配慮するとともに、事業者や関係機関との必要な連携を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備・・・

仕事と生活の調和を実現するため、働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備について、県、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携を図っていきます。

また、町で定めている大和町男女共同参画推進基本条例に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを実施します。

施策 3

次世代育成支援関連施策

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支えあいの支援とともに、子どもの成長・発達に応じて地域が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子ども・子育て支援の充実を図ります。

未就学児の発達支援事業の充実

事業名	事業概要	主担当課
幼児ことばの教室	日常会話で発音が不明瞭な子、ことばの発達の遅れのある子の指導の充実を図ります。	子育て支援課

幼児教育の充実

事業名	事業概要	主担当課
児童館における子育て支援事業の推進	児童館において、幼児教育や子育てサークルへのサポートなどの子育て支援事業を展開します。	子育て支援課

児童福祉施設の環境整備

事業名	事業概要	主担当課
児童福祉施設の環境整備	児童福祉施設の環境整備を図ります。	子育て支援課
児童福祉施設の危機管理体制の確立	児童福祉施設内での児童の安全確保のための危機管理対策を図ります。	子育て支援課

子育て支援のネットワークづくりの推進や保護者への情報提供の充実

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援に関する情報提供	子育て情報誌「ぽっかぽか」の配布とホームページへの掲載により情報の提供を行います。	子育て支援課

児童虐待防止対策の推進

事業名	事業概要	主担当課
虐待防止ネットワーク体制の推進	児童虐待防止の広報や早期発見・早期対応及び支援にかかる研修等の開催や情報交換を行い、ネットワークづくりを整備します。	子育て支援課
虐待児童の安全確認や送致	児童虐待を受けたと思われるとの通告・通報のあった児童への安全確認の対応や判断に応じて、児童相談所への送致を行います。	子育て支援課
被害児童のケア相談	児童のケアのためのネットワークの確立を図ります。	子育て支援課

ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策の推進

事業名	事業概要	主担当課
総合相談窓口の開設	総合相談窓口体制と個別相談の対応により自立支援を図ります。	子育て支援課
児童扶養手当の給付	子どもを養育しているひとり親家庭等に対して手当を支給することにより経済的負担を軽減し、生活の安定と児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
母子・父子家庭医療費の助成	母子・父子家庭に対して医療費を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子育て支援課

育児学級や家庭教育等の充実

事業名	事業概要	主担当課
幼児学級	いろいろな遊びを通して、親子のふれあいと子ども同士の関わりや親同士の交流の場を提供します。	子育て支援課 (各児童館)
子育て講座	子どもと保護者を対象に家庭教育のあり方を見つめ直してもらう機会の提供を行います。	子育て支援課 (各児童館)

子育てにかかる各種支援制度の周知

事業名	事業概要	主担当課
あんしん子育て医療費の助成	0歳から18歳まで子どもの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

保育費用等の軽減（幼児教育・保育の無償化）

事業名	事業概要	主担当課
保育料の負担軽減	ひとり親家庭や低所得者層の世帯等不安定な収入の実情に応じて、適切に支援が行えるよう保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

子育てへの男女共同参画の促進

事業名	事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画社会づくりでの職業生活と家庭生活の両立実現に向けた啓発を図ります。	総務課
男女がともに担う子育て推進	父親の育児参加を通して男女共同意識の啓発に努め、父親も参加しやすい時間での開催、父親の参加を促す内容・体制づくりを図ります。	子育て支援課 (保育所、幼稚園)

子どもの視点に立った遊び場づくりの推進と環境整備の推進

事業名	事業概要	担当課
公園・広場の維持管理	安全で快適に公園・広場が利用できるよう住民の協力を得て、維持管理体制の充実を図ります。	都市建設課

柔軟な運営による居場所づくり

事業名	事業概要	担当課
児童館活動の充実	地域児童等の健全育成の拠点としての活動の推進と中高校生の居場所づくりや地域に開かれた子育て関連の交流ゾーンの充実を図ります。	子育て支援課

子育て支援者の育成

事業名	事業概要	担当課
子育てサポーターなどの育成	子育て経験者などを中心として、地域での子育て支援のための住民による自主的な活動を促進するため、関係団体などと連携し、子育て支援者となるサポーターの育成を図ります。	生涯学習課

放課後の子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	担当課
放課後子ども教室推進事業	家庭、学校、地域の協力により子どもたちが活動できる放課後の居場所づくりを行います。	生涯学習課

